

長崎県A I 活用力向上支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、より高度な生産性向上に取り組むため、企業内でA I を活用できる人材を育成する費用や、A I ツール、I T 機器等の導入に要する経費について、予算の定めるところにより、長崎県A I 活用力向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）によって支援するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号。以下「交付要綱」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。

(2) A I 活用力向上

A I の活用を通じて生産性向上や業務効率化につながる専門的な研修の受講や資格の取得及びこれにより得られた知識等を、A I ツールやI T 機器等の導入により実践することをいう。

(3) 県会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の全てを満たす中小企業者等とする。

(1) 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること。

(2) 申請日時点において、創業後1年を経過していること。

(3) 申請要件として別に定める取組を実施していること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

(5) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。（みなし大企業でない者）

① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
中小企業
 - (8) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない
こと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。
 - (9) 「長崎県デジタル力向上支援事業費補助金」や別に定める類似の補助金を活用した
実績があること。
- 2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助の対象者として
ができる。

（補助対象事業等）

- 第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、生産性の向上
や業務効率化を図るための人材育成を伴う事業とし、その経費等は別表1のとおりとす
る。
- 2 同一の補助対象事業、設備等について国、県、市町が実施する他の補助制度と併用し
て交付を受けることはできない。

（補助事業の実施期間）

- 第5条 補助事業の実施期間は、知事が第8条第1項の規定による交付決定を行った日か
ら、別に定める日までとする。
- 2 補助事業の着手は、前項に定める期間内でなければならない。

（補助対象経費、補助率及び補助金額等）

- 第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は補助事業に要する
経費であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。
ただし、消費税及び地方消費税は対象経費から除外する。
- 2 補助金額の上限は100万円、下限は20万円とする。
- 3 算出した補助金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 第16条の規定による利益等排除に該当する補助事業に係る経費については、当該利益
等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。
- 5 補助金の適用期間は、前条第1項に規定する補助事業の実施期間とする。

（補助金の交付申請）

- 第7条 補助金を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書
（様式第1号）により申請を行うものとする。
- 2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) AI活用力向上事業計画書(様式第2号。以下「事業計画書」という。)
 - (2) 県税に関し未納がないことを証明する証明書
 - (3) 第3条第1項第3号の要件を満たすことが分かる書類
 - (4) 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等
 - (5) 誓約書(様式第3号)
 - (6) 受講する人材育成講座の受講時間、受講内容、受講料等が分かる資料
 - (7) AIツールやIT機器を導入する場合は、機器等の名称、型式、導入に伴う作業・
コンサルティングの内容、金額等が分かる資料又は見積書の写し
 - (8) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、申請者が個人事
業主の場合は、本人確認書類の写し

(9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項に規定する交付申請書を提出できる時期は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の実施状況報告)

第10条 規則第11条第1項に規定する状況報告は、知事が報告を求めた場合、指定する日までに補助金実施状況報告書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業の変更)

第11条 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 研修等の内容(受講者、人数、講座に係る内容、受講方法、期間、時間数等)の変更であって、事業計画書に照らして人材育成の目的の達成に変わりがないもの

(3) 導入するAIツール又はIT機器の変更であって、事業計画書に照らして導入の目的の達成に変わりがないもの

(4) 補助事業の実施期間内の事業期間の延長

2 規則第11条第2項第1号に基づく知事への申請は、補助金に係る変更承認申請書(様式第7号)によるものとし、補助金額に変更が生じる場合はAI活用力向上事業計画書(変更)(様式第2号)を添付するほか、第7条第2項に規定する書類のうち内容に変更が生じたものを添付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、完了の日から10日を経過した日までに実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告時に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金実績報告書(様式第9号)

(2) AI活用力向上事業実績書(様式第10号)

(3) 証拠帳票類の写し

- (4) 事業の実施状況及び実施結果が確認できる書類の写し、写真等
- (5) 振込口座の通帳の写し等
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第21条の規定に基づき、実績報告を省略する。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。なお、この補助金は精算払により交付するものとし、交付要綱第7条第1項に定める請求書の添付書類は省略する。

(利益等排除)

第16条 補助事業者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合(他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、別表2に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後も、補助金取得財産等管理台帳(様式第13号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、規則第20条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
- (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間

（補助金の交付の決定の取消し等）

第20条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

（成果の公表）

第21条 知事は、補助金の交付を受けて行われた事業の成果について必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1 補助対象事業等（第4条、第6条関係）

より高度な生産性向上の取組を図るため、企業内でAIツールやIT機器を活用できる人材を育成し、AI活用力向上に資する以下の経費

費目	内容	補助率等	補助下限	補助上限
人材育成費	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIに関する講座の受講経費（1講座あたりの経費が2万円以上（税抜き）かつ受講時間が5時間以上の講座に限る。） ・ AIに関する資格の取得経費 	2 / 3 以内	20万円	(i) 人材育成費総額が5万円未満の場合は、50万円 (ii) 人材育成費総額が5万円以上の場合は、100万円
導入費	講座受講（上記の講座に限る。）に併せてAIツール又はIT機器等を導入するための経費（導入に付随する作業やコンサルティング費用及び諸経費を含む。）			※人材育成費総額は、次の金額の合計とする。 ・ 講座受講経費（税抜き） ・ 資格取得経費（税抜き）

別表2 利益等排除の方法（第16条関係）

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、（２）及び（３）が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。